



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年7月17日火曜日 第1879号

◇ 目 次 ◇ 告 示

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正.....	805
愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正.....	806
漁業の許可又は起業の認可の申請期間（2件）.....	808
兼用工作物の管理の方法について.....	808
道路の供用開始（県道辰巳伊予和気停車場線）.....	808
道路の区域変更（県道和気衣山線）.....	808
道路の供用開始（"）.....	809
道路の区域変更（一般国道197号）.....	809
道路の区域変更（県道城川橋原線）.....	809
道路の供用開始（"）.....	809

道路の区域変更（県道池田中山線）.....	810
道路の供用開始（"）.....	810
道路の区域変更（県道網代鳥越線）.....	810
道路の供用開始（県道網代鳥越線）.....	810

公 告

地上系防災通信システムの購入.....	811
---------------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1253号

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月愛媛県告示第1051号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。
改正後の愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成19年6月20日以降利子補給承認される農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成19年7月17日

愛媛県知事 加戸守行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
（利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率）				（利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率）			
第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。				第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。			
農業近代化資金の種類	利子補給率			農業近代化資金の種類	利子補給率		
	法第2条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第4号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合		法第2条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第4号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合
1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金	年1分2厘5毛	年1分2厘5毛	年4厘5毛	1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金	年1分2厘5毛	年1分2厘5毛	年4厘

(農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。)				(農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。)			
2～7 省略				2～7 省略			

○愛媛県告示第1254号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程(昭和44年10月愛媛県告示第881号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の規定は、平成19年6月20日以降に利子補給承認される漁業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成19年7月17日

愛媛県知事 加戸守行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)						(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)					
第2条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。						第2条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。					
漁業近代化資金の種類	利子補給率					漁業近代化資金の種類	利子補給率				
	法第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者漁業近代化資金融通法施行令(昭和44年政令第209号。以下「令」という。)第5条に規定する団体に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(令第5条に規定する団体に限る。)	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合		法第2条第2項第2号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合	漁業近代化資金の種類	法第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者漁業近代化資金融通法施行令(昭和44年政令第209号。以下「令」という。)第5条に規定する団体に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(令第5条に規定する団体に限る。)	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合

		に貸し付ける場合		5条に規定する団体を除く。に貸し付ける場合	定する団体を除く。に貸し付ける場合		に貸し付ける場合		5条に規定する団体を除く。に貸し付ける場合	定する団体を除く。に貸し付ける場合
1・2 省略										
3 漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油水供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金（漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。）	年1分2厘5毛	年1分5毛	年1分2厘5毛	年4厘5毛	年4厘5毛		年1分5毛	年1分2厘5毛	年4厘	年4厘
4～6 省略										
7 漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金			同上	年4厘5毛	年4厘5毛			同上	年4厘	年4厘
8 省略										

○愛媛県告示第1255号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成19年 7月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成19年 7月17日から 7月31日まで

○愛媛県告示第1256号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成19年 7月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成19年 7月17日から 7月31日まで

○愛媛県告示第1257号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定により、道路と他の工作物との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び今治地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成19年 7月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 道路の種類及び路線名
一般県道弓削島循環線
- 2 他の工作物の名称
弓削港海岸保全施設
- 3 兼用工作物の位置

越智郡上島町弓削土生 105 番地先から同町弓削大田 190 番 1 地先（1 工区）、同町弓削大田 108 番地先から同99番地先（2 - 2 工区）及び同町下弓削 209 番地先から同 121 番 6 地先（3 工区）まで

4 兼用工作物の管理を行う者の氏名及び住所

海岸管理者 愛媛県知事 加戸 守行

住所 愛媛県松山市御宝町 119 番 1

道路管理者 愛媛県知事 加戸 守行

住所 愛媛県松山市御宝町 119 番 1

5 管理の内容

(1) 兼用工作物の新設（道路の附属物に係るものに限る。以下同じ。）、改築、維持又は修繕は、道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）について道路管理者が、当該施設以外の部分については、海岸管理者が行うものとする。

(2) 兼用工作物の災害復旧は、次の各号に掲げる者が行うものとする。ただし、第1号又は第2号に掲げる場合においても、特に緊急に災害復旧を行う等の必要があるときは、その都度協議して定めるところにより、海岸管理者又は道路管理者が行うものとする。

一 もっぱら道路専用施設に係る場合

道路管理者

二 もっぱら道路専用施設以外の部分に係る場合

海岸管理者

(3) 前2項の規定によるほか、海岸法又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理は海岸管理者が、道路法又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理は道路管理者が行うものとする。

6 管理の期間

平成19年 7月17日から当該路線を廃止する日又は海岸の公用を廃止する日まで

○愛媛県告示第1258号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年 7月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	辰巳伊予和気停車場線	松山市太山寺町1543番6から 同市太山寺町1465番11まで	平成19年 7月17日

○愛媛県告示第1259号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年 7月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	和気衣山線	松山市西長戸町305番5から 同市西長戸町309番2まで	旧	メートル 11.0~13.7	キロメートル 0.088	
			新	12.0~17.0	0.088	

○愛媛県告示第1260号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年 7月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	和気衣山線	松山市西長戸町305番5から 同市西長戸町309番2まで	平成19年 7月17日

○愛媛県告示第1261号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年 7月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	197号	大洲市肱川町宇和川3380番3	旧	メートル 16.5~28.0	キロメートル 0.187	
			新	24.9~41.2	0.187	

○愛媛県告示第1262号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年 7月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	城川橋原線	西予市城川町窪野5205番3から 同市城川町窪野5213番3まで	旧	メートル 4.2~11.2	キロメートル 0.340	
			新	10.5~36.0	0.340	

○愛媛県告示第1263号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年 7月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	城川橋原線	西予市城川町窪野5205番3から 同市城川町窪野5213番3まで	平成19年 7月17日

○愛媛県告示第1264号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年7月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	池田中山線	喜多郡内子町大瀬南435番3	旧	メートル 6.3～7.0	キロメートル 0.010	
			新	10.4～11.2	0.010	
"	"	喜多郡内子町大瀬南435番2	旧	6.1～7.2	0.011	
			新	14.7～16.3	0.011	

○愛媛県告示第1265号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年7月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	池田中山線	喜多郡内子町大瀬南435番3	平成19年7月17日
"	"	喜多郡内子町大瀬南435番2	"

○愛媛県告示第1266号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部及び愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年7月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	網代鳥越線	宇和島市津島町成474番9から 南宇和郡愛南町油袋3番1まで	旧	メートル 6.5～12.0	キロメートル 0.179	
			新	7.9～59.0 6.5～12.0	0.170 0.179	

○愛媛県告示第1267号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部及び愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年7月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	網代鳥越線	南宇和郡愛南町油袋3番1から 宇和島市津島町成479番6まで	平成19年7月17日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年 7月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

地上系防災通信システムの購入

(2) 購入物品名及び数量

地上系防災通信システム 1 式

(3) 購入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 納入期限

平成20年 3月25日

(5) 納入場所

仕様書による。

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成18年度及び平成19年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 納入期限までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県総務部管理局総務管理課用品調達係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2156

(2) 入札書の受領期限

平成19年 8月27日(月) 午前10時30分

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成19年 8月27日(月) 午前10時30分

愛媛県庁舎 総務管理課入札室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条の規定による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、入札書の提出に先立って提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 入札書は封印し、受領期限までに提出しなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) 契約の成立

ア この公告に示した物品に係る売買契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号の規定に基づく愛媛県議会の議決を得たときに成立する。

イ 落札者の決定後、売買契約の締結までの間において、当該落札者が2(1)に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該売買契約を締結しないことがある。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:

Communication system for disaster prevention, 1 set

(2) Time limit of tender: 10:30 a.m., 27 August 2007

(3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, General Administration Division, General Affairs Department, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
TEL089 912 2156